

「社会開発における協同組合」に関する 国連事務総長の報告

仮訳：日本協同組合連絡協議会（ＪＪＣ）

<要旨>

本報告は、社会開発における協同組合について、また協同組合の発展に支援的な環境作りを目指した指針案に関する政府意見についての総会決議 54/123 の実施状況について、総会が事務総長に対して出した、報告の要請に基づいて作成された。

序論に続き、第 2 節では決議 54/123 の実施における進捗状況を報告する。各国政府や関連国際機関、専門機関、国内的また国際的な協同組合組織からそれぞれの活動について情報を受け取り、この情報に基づき本報告は作成された。これらの活動は以下を目標とするものである。すなわち、(1) 社会開発目標の達成に向けた協同組合の可能性と貢献の活用および開発、(2) 協同組合の設立および発展の奨励と促進、(3) 協同組合の発展を支援し可能とする環境作りである。

第 3 節では指針案と加盟国への支援方法に関する政府の意見を報告する。最後に協同組合の発展を促進するための提言をいくつか述べ、本報告を締めくくる。指針案は、政府からの提言や提案、コメントを考慮して修正され、本報告に添付されている。

目次

	段落
・ 序論	1 ~ 2
・ 決議 54/123 の実施状況	3 ~ 39
・ 指針案および加盟国への支援方法に関する政府の意見	40 ~ 42
・ 提言	43

I. 序論

1. 本報告は1999年12月17日付決議54/123への返答である。同決議において総会は、協同組合の発展に支援的な環境作りを目指した指針案に関する各国政府の意見を聴取し、必要であれば採択のため修正版を作成する旨事務総長に要請した。また同決議で総会は、加盟国、関連国連機関、国際機関と協議の上、同決議の実施状況に関する報告書を作成し、経済社会理事会を通じて国連第56総会で総会に提出する旨事務総長に要請した。

2. 指針案に関する意見と決議54/123の実施における進捗状況に関する情報を得るため、全加盟国にアンケートが送付された。本報告は2001年4月中旬までに受領した12政府機関からの返答に基づいている。¹関連国際機関、専門機関および協同組合組織には同アンケートの簡易版が送信され、21件の回答を得た。²回答者は次の分野において実施した行動について情報を提供した。

(a) 社会開発目標の達成、特に貧困撲滅、十分かつ生産的雇用の創出、社会統合の促進に向けた協同組合の可能性と貢献の利用・開発。

(b) 貧困の下で生活する者あるいは弱者層に属する者による、協同組合の形成および発展への任意参加を可能にする措置の実施を含めた、協同組合の設立・発展の奨励・促進。

(c) 政府と協同組合運動の効果的なパートナーシップの育成を中心に、協同組合の発展を支援し可能とする環境作り。

また「国際協同組合デー」の祝賀に関する情報も提供された。

II. 決議54/123の実施状況

3. 一般的に各国政府は協同組合の発展を継続的に支援し、特に社会開発目標の達成に向けて協同組合運動の可能性と貢献を認識している旨報告した。この目的のため、多数の政府が協同組合の発展を支援して可能とする環境を創造し、維持するための重要な措置を取った。多数の政府が国際機関、専門機関、協同組合組織と協力し、あるいはその援助の下に、協同組合運動を促進し支援する努力を行った。

4. ボリビアでは、構造調整政策の一環として実行された国営企業の民営化に協同組合が影響を受け、現在では利益を重視し、少数の協同組合の指導者に支配されるようになったと政府が報告している。協同組合は独立した存在であるべきだと広く考えられているが、紛争の解決あるいは不正行為への取り組みを目的として政府が介入するケースがしばしばみられ

る。ただし鉱業および金融セクターにおけるいくつかの協同組合を除き、協同組合に対して政府は強力かつ直接的な支援を行ってこなかった。政府は、国際協同組合デーを支援していると報告している。

5. ブルンジ政府は、国連開発計画（UNDP）と国際労働機関（ILO）の援助を得て取り組んだ協同組合および関連運動の再活性化、そしてフランス相互銀行（Credit mutual de France）との協力による、地方と都市における貯蓄・信用協同組合運動の拡大について報告している。UNDPとの協力の下に開発された「貧困撲滅のための地域共同体開発プロジェクト」（Community Development Project for Poverty Eradication）では、協同組合やその他の自助団体の設立と発展を構想している。また協同組合と協同組合組織に税制上の恩恵あるいは一般的なメリットを与えるため、協同組合と民間部門に適用される法文の調和を図る努力も払われてきた。国際協同組合デーを祝うため、政府は協同組合発展の重要性を国民に想起させるべく、テレビとラジオで声明を発表した。

6. チェコ政府は、協同組合運動と良好な接触を保っており、協同組合の発展を支援するためあらゆる手段を利用する意欲があると報告した。国内の協同組合全国組織は国際的な組織に加盟し、国際的なプロジェクトへの参加や情報源との関わりにより、その可能性を発展させ、多大な恩恵を被ることができると政府は考えている。低所得者層、あるいは障害者に住宅および仕事を提供する社会協同組合と自助協同組合の活動を、政府は高く評価している。また多数の障害者が特殊生産協同組合に雇用されている。政府は住宅協同組合に関する法案を準備した。また発展途上国や中央・東ヨーロッパ諸国における協同組合に関する法律制定上の問題についてコンサルティング・サービスを提供するため、専門家チームの設立を計画中である。しかし移行期にあるいくつかの国では、1つの特有の問題を抱えている。それは、協同組合を社会主義時代の遺物とみなすポスト共産主義感情の存在である。国内の協同組合全国組織は、その加盟組合の競争力を高め、支援的な環境を作り、協同組合の地位を向上させるべく勉勵している。国際協同組合デーについては、組合員間では協同組合新聞で特集を組み祝っているが、メディアや国民一般の間では特に注目されていない。実際、協同組合組織でさえ、すべてが国際協同組合デーを祝っているわけではない。問題は、前政権下において国際協同組合デーの祝賀が強制的に行なわれていたことだ。そのため、同日の祝賀は一般市民からまだ肯定的に受け止められていない。しかし今年は、チェコの協同組合全国組織がメディアの関心を集めるために、国際協同組合デーに記者会見を行う予定である。

7. エルサルバドル中央政府は、協同組合に対する現行サービスを拡大し、その質を高めるために、サルバドル協同組合振興機関（Salvadoran Institute for Promotion of Cooperatives：INSAFOCOOP）の通常予算を増額した。また、新たな協同組合事業を打ち立て、協同組合の新世代指導者を育成するために計画されたいくつかの教育プロジェクトを通じて、協同組合教育を促進するために特別な組織が設立された。1999～2004年を対象に政府が採択した

社会開発に関する国家政策に従って、INSAFOCOOPは若年者、女性、高齢者、障害者を生産的経済に組み込むため、特に弱者層での新協同組合の設立を活発に支援している。また、関連国家法の改善に向けて、協同組合運動と政府の努力を調整している。INSAFOCOOPは環境、住宅、職業訓練等の分野での協同組合の発展を可能とする環境を促進するため、多数の政府機関との協定や基本合意書に調印している。また、特別な休日である「協同組合運動国家記念日 (National Day of Cooperative Movements)」を祝い、7月中を通じて多数の文化的、教育的そして社会的な活動を実施し、多様な協同組合団体の統合促進に努めている。

8. フィンランドでは、失業者が協同組合を設立し、失業給付の水準を下げずにその活動へ参加できるようにした。協同組合からの収入はその他の収入と同じ方法で失業給付と調整されている。フィンランド政府はEUの社会的企業家精神育成のための構造基金 (EU structural funds for developing social entrepreneurship)からの拠出金を、労働者協同組合の活動の定着と発展に振り充てた。同国の社会保健省は、経済の現在のニーズを満たすように労働者協同組合法を策定すべく、協同組合運動との話し合いを開始した。

9. イスラエルでは協同組合の加入者数が増えつづけており、社会開発における協同組合の力と影響力は強まりつつある。社会統合の促進と、主として新たな移民とその他の人々またアラブ系市民とユダヤ系市民の間に依然として存在する、貧民層と富裕層のソーシャル・デバイド (社会的格差) 縮小については、主に協同組合の活動を通じて草の根レベルで取り組みが行なわれている。政府と協同組合運動とのパートナーシップは建国以来、同国の経済また社会開発の基盤をなすものであり、教育、産業育成者、研究開発機関での協同事業を通じて育まれている。

10. パナマでは、辺境地に住む国民の生活状況を改善するため、辺境地に協同組合を設立する戦略を政府が練り上げてきた。貧困撲滅活動を行う国内・国際組織の活動を調整することで、協同組合が必要な資源を入手する支援が可能となった。協同組合は社会経済開発のための政府の戦略と一致する計画と雇用プログラムを実施している。国際協同組合デーを祝うために、協同組合運動に関するテーマについての会議や、協同組合への女性の参加の重要性を強調するワークショップ、若年層を協同組合制度に組み込むための協同組合に関する若者を対象としたセミナー、同国の一州 (交代制) で実施され、大統領が出席する特別の祝典で幕を閉じる行進等、様々な催しが企画されている。

11. フィリピンでは協同組合開発局 (CDA) を通じて、協同組合の設立で恩恵を被るであろう貧しい人々を、政府が擁護し、取りまとめ、訓練を行っている。政府開発援助 (ODA) 計画から資金供与されるプロジェクトを実施している非政府団体は、プロジェクトの実施をより成功させるために協同組合を組織化するよう奨励されている。また政府は、信用協同組合の運営と活動の監視・監督という分野を中心にCDAの権能と機能を見直し、協

同組合部門のために環境を改善する方法を模索している。協同組合はフィリピンの貧しい極小企業家に出資する小規模金融サービスのトンネル役を果たすと同国政府は考えている。フィリピンでは毎年、協同組合を支持するための様々な活動や展示を行ない、協同組合の日(3月10日)と協同組合月間(10月16日～11月15日)を祝っている。

12. ポルトガルでは公的部門、民間部門に並んで協同組合部門に政府が特に注目し続けている。1999年には2つの全国協同組合連合会とともに第1回協同組合会議を企画した。同会議では、両連合会が単独の全国連合会を結成するよう共に努力する、全国的なフォーラムの形成が決定された。欧州連合の議長国を務めた期間に、ポルトガル政府は地方開発、市民権、社会的経済に関するヨーロッパ全体でのセミナーを企画し、協同組合、連合会、財団、政府、ヨーロッパの機関に属する人々を一堂に集めた。政府は最近、協同組合の税制に関する新法を可決した。同法の下に、協同組合の税制の一般原則に法的な定義が与えられ、1988年に協同組合が失った税制上の優遇措置がいくつか復活した。1998年には、子どもや若者、高齢者、障害者等の弱者層の利益促進と統合を支援する、社会的連帯のための協同組合に対して法的地位が与えられた。2000年12月には、若者による連帯作業と協同組合のイニシアチブの奨励、雇用創出と新規協同組合への投資の支援、協同組合部門の発展と近代化の促進を目的とする協同組合開発計画(Cooperative Development Programme)が、政府によって承認された。

13. ポルトガル政府は、欧州連合、ポルトガル語圏諸国、中南米のスペイン語圏諸国で協同組合を扱っている様々な国家機関を集めて共通の問題を話し合い、新たな原則を育成しようとしている。この目的のため、ポルトガル語圏諸国の協同組合組織(Cooperative Organization of Portuguese-speaking Countries)が結成された。同組織には政府機関、協同組合連盟、中央会、連合会、および個々の協同組合が参加し、ポルトガル、ブラジル、カボベルデで定期的に会議が開催されている。ポルトガルでは国際協同組合デーの祝賀は、政府当局の参加を受けて全国的な協同組合連盟が企画している。祝賀行事としては、協同組合と現地の社会共同体の間の繋がりを育むことを目的とした、一般向けの活動や協同組合セミナー等が行なわれる。

14. スロバキアでは、協同組合制度を国家雇用計画(National Plan of Employment)の枠組みに統合しているため、協同組合は失業問題の解決に積極的に貢献している。政府は既存の協同組合に支援を与え、EU諸国における協同組合の発展に応じて新しい種類の協同組合が結成されている。協同組合はスロバキアの開発に積極的に参加している。政府は協同組合の設立と発展を奨励・促進する条件を整えることに尽力している。新しい協同組合の設立に関心を持つ人々を援助するため、支援を付与し、相談、情報、教育を提供するような協同組合制度が設立されつつある。国際協同組合デーは毎年祝われ、同時に国際協同契約販売展示会(International Cooperative Contract-Selling Exhibition)が開催される。スロバキア共和国政府や国際的な協同組合運動の代表者、その他様々な組織からの来賓が国際協同組合デーの祝賀に参加する。

15. トルコ政府は、農業協同組合を技術的・資金的・組織的に支援するための研究について報告している。協同組合開発に関する憲法上の規制の採択を受けて、自治を認められていなかった農業協同組合に自治が認められた。政府は協同組合に財務上の支援を与えているが、予算分配上の制約のために支援は不十分であると考えている。トルコ協同組合連合会（Turkish Cooperative Association）は、国際協同組合デーの意味と重要性を明示するため、講演、会議、シンポジウムを企画して、毎年国際協同組合デーを祝っている。

16. 米国では法律によって、業務の大半をメンバー対象に行う協同組合は法人税を免除されると米国政府は報告している。同様にカッパー・ヴォルステッド法により、農務長官による審査を条件として、協同組合やこれに準じる組織は独占法の適用も免除される。政府の補助金は、協同組合と地域信用組合の促進、組織、結成に対して支援を与える。協同組合は農業における供給・販売、農業信用制度、地方の電力供給・電気通信、消費者貯蓄・信用、住宅、独立小売業者、地方消費者サービス等の分野で長年にわたって重要な役割を果たしてきた。ほとんどすべての場合において、連邦および州政府が資金的な支援や追加サービスを提供し、協同組合の成功に資する好意的な法律を制定してきた。

17. 米国は法制上また規制上の環境作りを行ない、協同組合に資金的および技術的な援助を様々な形で与えてきた。その結果、米国経済の多数のセクターで協同組合は主要な役割を担っており、「フォーチュン500社」に入る協同組合も数多くある。同時に協同組合と協同組合開発組織、民間の任意団体は、社会的弱者の経済的利益により大きな役割を果たすべく、信用組合や協同組合への加入を積極的に奨励し続けている。

18. 米国の協同組合とその連合会は民主的プロセスにおける完全なパートナーである。連邦および州政府や、立法部、行政部との対話を通じて、その利益を促進している。政府は協同組合を支援するため、人的および資金的な資源に加えてその他のインセンティブを提供する。農務省の農村事業・協同組合サービス局には農産物の専門家や経営の専門家、法律・規制関係の専門家等、協同組合が利用できる幅ひろい専門知識が蓄積されている。米国農務省はその使命と権能の範囲内で新しい協同組合を促進し、支援する。全米信用組合管理局（National Credit Union Administration）は貯蓄・信用協同組合を規制する。地方電気局（Rural Electric Administration）は、地方電気協同組合の結成と拡大のための資金調達において重要な役割を果たしてきた。農業信用局（Farm Credit Bureau）は協同組合金融機関に対して幅ひろい支援を行う。こうした形で連邦・州政府は協同組合との関係を育成している。ただし、この関係を導いている原則は、平等と、組合員によって所有され管理される独立した事業体としての協同組合に対する敬意である。

19. 1962年以降、米国国際援助計画は米国の協同組合開発組織に対して資金を提供してきた

が、こうした組織がさらに米国における協同組合運動の経験と資源を、世界各地で同じような組織と分かち合ってきた。こうした活動には、農業における供給、販売、金融のための各協同組合、住宅協同組合、地方電気・電話協同組合、信用協同組合、貯蓄・信用協同組合等がある。2000年に米国政府は国際的な協同組合開発活動の資金として1億7500万ドルを拠出した。2000年10月に連邦議会で可決された海外協同組合開発法(Overseas Cooperative Development Act)では、特に信用組合、農業における供給・販売・加工を行う農業協同組合、地方電気・電気通信協同組合、保険協同組合、自助的な住宅供給、環境の改善、雇用創出を促進する地域共同体ベースの協同組合を推進するため、海外での計画における政府の権能が拡大された。

20. 国連食糧農業機関(FAO)は、あらゆるレベルにおいて、地方の公的機関や民間部門、協同組合を含めた市民社会団体の能力を構築し、小規模な農家や地方の貧困者、その他弱者層の社会・経済状況また食料安全保障状況を改善するための政策・戦略の策定と実施、貧困撲滅、食料安全保障計画において、効果的なパートナーになることを目指している。FAOは教官研修プログラムを実施してきているが、これは発展途上国と経済移行諸国が、その農業協同組合を市場経済において効率的に運営し、小規模生産者の所得および雇用機会の改善に資する本物の自助組織に転換させる手助けをすることを目的としている。同プログラムを支援するため、FAOは農業協同組合開発 教官のためのマニュアル(Agricultural Cooperative Development: A Manual for Trainers)という研修マニュアルを発行した。同マニュアルのフランス語とスペイン語版がまもなく発行される予定である。またインターネットでの出版計画も進行中である。会計および協同組合の事業情報管理に関する個別の基準も作成中で、同マニュアルに追加される予定である。

21. FAOの協同組合計画では、協同組合の資本構成を改善し、農業協同組合の事業の競争力を増すことに主眼が置かれている。フィンランドのトゥルク経済経営管理スクール(Turk School of Economics and Business Administration of Finland)と協力してFAOが作成した報告書では、現在の自由化された市場環境においてケニアの農業協同組合の資本構成と事業成績を改善するうえで主な制約となる要因に関する洞察と、その周辺諸国の協同組合にとって有用な提言が与えられている。FAOは、農業協同組合のコンピューター化に関する基本構想書の草案を作成したが、これによって協同組合のサービスと市場についてより適時に正確な情報が提供できるようになり、事業効率の改善が可能になる。

22. FAOは、主に現地プログラムと技術援助プロジェクトを通じて、小規模農家の協同組合の結成・開発を促進してきた。いくつか最近の例を挙げると、イエメンにおける農業協同組合開発のための能力構築、ベトナムでの協同組合政策とプログラム開発、モロッコにおける協同組合部門のリストラおよび制度的強化、エチオピアにおける協同組合開発の教官研修、EU加盟国における協同組合および農村金融が果たしうる役割の分析、タイにおける小規模農家、女性グループ協同組合の活動促進のための能力構築、ネパールにおける農業協同組合開発の援助

等である。

23. 国際労働機関（ILO）は、協同組合振興促進委員会（Committee for the Promotion and Advancement of Cooperatives：COPAC）や国際協同組合同盟（ICA）等の国内的また国際的な協同組合開発機関、団体、組織との協同作業を通じて、社会開発目標を達成する上での協同組合の可能性と貢献を発展させている。ILO協同組合局の活動には技術協力、技術顧問サービス、国際会議、研究、出版等がある。たとえば、同局のACOPAM計画はサハラ地域での貧困緩和と持続可能な暮らしの創造を目指すもので、草の根レベルの協同組合型団体から力を借りて実施された。同計画は21年間の現地活動を経て2000年に終了したが、そのパートナーたち（8カ国の188団体）はネットワークを継続し、ACOPAMで開発された研修方法やツールを活用し続けている。またILOはさらに狭い地域を対象として「地方協同組合における男女平等の促進」プロジェクトを実施している。このプロジェクトは6カ国での貧困緩和と所得創出に重点を置いている。またINDISCO計画では、協同組合と自助団体を通じて、原住民・部族コミュニティの貧困緩和と自立促進を図ろうとしている。

24. ILOはその技術協力計画・活動と技術顧問サービスを通じて、協同組合の設立と発展を奨励・促進し、貧困状態で暮らす人々あるいは弱者層に属する人々が任意で協同組合の設立と発展に参加できるようにする措置を講じている。たとえば、地方経済開発計画（Local Economic Development (LED) Programme）は社会的対話、立案、企業家精神に富む文化の促進を通じて、現地レベルで適切な仕事を創出しようとするものだ。このアプローチの中核にあるのは、公的部門と民間部門のパートナーシップの育成であり、つまり地方自治体や労働者団体、企業家団体、協同組合、経済支援組織、非政府組織等、地域経済における利害関係者を団結させることである。その他異なる地域にまたがる協同組合局の計画の中で貧困層と弱者層に間接的な影響を与えるものには、COOPREFORMとCOOPNETがある。COOPREFORMプログラムは協同組合の発展に適する環境を作り、国内的な協同組合団体が組合員に技術支援サービスを与える能力を強化するため、政策立案者を援助することを目的としている。COOPNET計画は人的資源開発（HRD）に重点を置き、協同組合をめぐる経済的・社会的・政治的環境の変化に対応する。活動は（1）カリキュラム開発（2）研修方法および教材（3）経営コンサルタント（4）監査（5）現代的な人事政策（6）協同組合における企業家精神育成のための能力強化を中心としている。COOPNETの活動で直接恩恵を受けるのは、協同組合の人的資源開発に携わる組織・計画の教官と運営者である。また協同組合局はブルンジ、カメルーン、チャド、中央アフリカ共和国、コモロ、ギニア、トーゴで国レベルのプロジェクトに技術的支援を与えている。これらプロジェクトは主に協同組合とその他の自助組織を通じた貧困緩和と雇用創出を目指すものである。

25. ILO総会は、1966年に採択された「発展途上にある国の経済的及び社会的開発における協同組合の役割」に関するILO勧告（第127号）に代わる、新たな国際協定の採択について、

2001年と2002年に討議する予定である。この改正の目的は、ILO加盟国のため、また協同組合計画を通じてこれら諸国に提供されるサービスのために、政策基準の枠組みを更新することである。ILO本部の協同組合局の専門家が提供する顧問サービスとILOの専門家が現地で提供するサービスに加え、超地域的なCOOPREFORM(協同組合改革)プログラムの下に、協同組合開発政策、協同組合に関する法律の制定、協同組合支援サービスにおける援助が提供されており、本物で活力ある協同組合の発展に資する法制上・制度上・行政上の環境作りの必要性への取り組みがなされている。1993年以降、16カ国で同プログラムの援助の下に草案された協同組合法が公布されている。また9カ国でCOOPREFORMの援助を受けて練り上げられた、現代的な協同組合開発政策が承認されている。また協同組合局は、ブルンジとギニアで協同組合に関する法律および政策について進行中のUNDPプロジェクトを2件実施している。

26. 第2回国連人間居住会議のフォローアップの一環として、UNCHS(ハビタット)はアフリカ東部および南部での住居供給における協同組合の貢献を高めるため、ICAと緊密な協同作業を開始した。ハビタットとICAは1998年に予備的合意書を締結した。また協同研究プロジェクトの結果をハビタットとICAの刊行物「アフリカ東部および南部における住居協同組合:協同組合部門の住居開発における貢献(Shelter cooperatives in eastern and southern Africa: contributions of the cooperative sector to shelter development)」として出版する予定である。第2回国連人間居住会議の成果実施に関する国連特別総会準備委員会の第2次討議中にあたる2001年2月には、同じテーマに関する諮問会議がICAによって召集された。同会議では、住居供給と貧困緩和における協同組合の貢献を向上させるため、地域計画の枠組み作りのフォローアップについて話し合った。また同会議では、ハビタットとICAの間で締結された予備的合意書の期限延長に両機関の代表者が署名した。これにより同合意書はさらに2年間延長されることになり、今後はアフリカ東部・南部での協同作業における成功を他地域へ拡大することに焦点が当てられることになった。さらに中央・東ヨーロッパおよび独立国家共同体(CIS)地域での住宅開発における協同組合型アプローチの貢献に関する専門家会議が、欧州経済委員会(ECE)と主催国であるトルコの監督当局との協力の下に、すでに立案過程に入っている。この会議は2001年9月にイスタンブールで開催される予定である。

27. ICAは世界各地で協同組合を援助するための開発計画を実施している。その活動は参加型プロセスに基づいており、加盟組織自らが確認したニーズを開発計画に発展させ、その後でICAが計画実行のためのパートナーを探す。現在、ICAは以下の計画およびプロジェクトを実施している。フィンランド外務省はボリビアで行なわれているICA/FOPROPEのプロジェクト「農村金融サービスの促進」に1994年から資金供与している。同省はヘルシンキ大学協同組合研究機関(Institution of Cooperative Studies of the University of Helsinki)と協力して、アルゼンチンでの新プロジェクトにも資金供与している。英国の国際開発庁(DFID)は2000年にキルギスで実施予定だったプロジェクト「変化の管理:中央アジアで移行期にある協同組合を支援する」に資金供与することに合意した。しかしキルギスの協同組合運動の様相が急変したた

め、このプロジェクトは中止せざるを得なくなった。一方、アフリカではICAとDFIDとの協力が継続している。また、ICAとスウェーデン協同組合センター(Swedish Cooperative Center)はアフリカと中南米で、両組織の目的および活動に明らかな相乗効果がある領域において緊密な協力をすすめている。またノルウェー王立開発協会(Royal Norwegian Society for Development)とは新たに4年間の協定を締結した。

28. ICAにとって重要な新しいイニシアチブの一つは、トップレベルの新ドメイン名「.coop」(ドット・コープ)の導入への取り組みである。2000年11月に承認を受け、2001年6月半ばには世界中の協同組合がこの新ドメイン名を使えるようになる予定である。ICAは米国メンバーである全米協同組合事業連合会(「.coop」アプリケーションのスポンサー)と協力して、「.coop」業務を管理する新しい主体の設立作業を進めている。「.coop」登録による収入を使って、デジタル・デバイド(情報格差)を埋めるための基金が設立される予定である。

29. ICAはアジアとアフリカで定期的に閣僚会議を開催している。同会議には協同組合担当省庁の代表者が集まり、協同組合に関する政策問題を話し合う。最近2回の閣僚会議は中国とスワジランドで開催された。政府官僚は情報交換とパートナーシップを促進するため、ICAのイベントに定期的に招待される。また第7回ヨーロッパ社会的経済会議(2001年6月7~9日、スウェーデンにて)と連携して、ICAヨーロッパ研究会議が開催される予定である。両会議のテーマはともに「将来の社会的資本」で、ヨーロッパの社会的経済が直面する問題という広範な文脈の中で、社会における協同組合と社会的企業の特別の役割について模索する機会を参加者に与える。議題には以下のものが含まれる。(1)協同組合と社会的企業のアイデンティティ、(2)社会的経済と女性、(3)社会的企業家精神、(4)東ヨーロッパにおける協同組合の転換、(5)法律。

30. ICA理事会は2000年10月にICA青年ネットワークの設立を承認した。これは、あらゆるレベルの協同組合組織への青年の統合を奨励し、青年のネットワークを通じて協同組合の理念を促進することを目的としている。また同ネットワークは同時に青年の間で経験交流を奨励し、年配の組合員と年少の組合員間での知識移転を促進し、ICAの制度およびイベントへの青年の参加レベルを高めることを目的としている。地域的なインプットを確保し、実施した活動の調査を行うため、ICAの各地域委員会で若いコーディネーターが任命される。その他計画される活動には、「協力へ向かうリーダーたち:新世紀をリードする(Leaders towards cooperation: Leading the new century)」というテーマで2001年6月に開催されるアジア太平洋地域の地域セミナー、2002年にポルトガルで開催される地域総会と連携して行なわれるヨーロッパの青年向けイベント、2001年10月のICA総会開催期間中にソウルで開催予定の世界会議等がある。

31. 世界社会開発サミットと北京の世界女性会議以来、協同組合運動は、協同組合と社会における女性の一層の地位向上を目指してきた。ICAでは1995年に協同組合における男女平等

に関する決議を採択し、男女平等は協同組合運動にとって世界的な優先事項であると述べた。この問題に関する認識を高め、進捗状況の測定を可能にするデータを収集するため、ICAは世界的また地域的なレベルで一連の計画・プロジェクトを実施した。ICAとILO協同組合局の国際的な協力の結果、ジェンダー問題と協同組合に関する一連の活動が実現した。その一つに教官用マニュアル「協同組合におけるジェンダーの問題：ILO/ICAの視点（Gender issues in cooperatives: an ILO/ICA perspective）」がある。ICA世界女性委員会（Global Women's Committee）は女性と協同組合に関する一連のセミナーと会議を企画した。ICAは地域レベルでも積極的にジェンダーに関する認識や女性と男性の平等を促進してきている。その一環として、ジェンダーに関する総合的なプログラムや、行動のための政策要綱、ジェンダーに関する計画と戦略が実質的に全地域で策定・採用された。それ以降、女性による協同組合参加は大幅に増えた。世界的なレベルで見ても前進がみられ、議決権のある女性代表の参加が倍増した。だが全体的に女性が占める割合は依然として小さい。

32. ICAは国際協同組合デーを祝うため、国連事務総長、ILO、ICAからのメッセージや国際機関と協同組合組織の両方からの情報を収録した報道機関向けパッケージを準備している。これらの資料はハードコピーで発行されるとともに、ICAとCOPACのウェブサイトにも掲載される。報道機関向けパッケージは2000を超える団体、個人、そして世界各地の国連広報センターに配布される。1999年には国連事務総長の協同組合に関する報告が報道機関向けパッケージに収録された。1998年の国際協同組合デーでは協同組合と経済のグローバル化に主眼が置かれていたが、1999年には公共政策と協同組合の法律、2000年には協同組合と雇用促進に重点が置かれた。ICA加盟組織は協同組合に関する認識を高め、理解を促進すべく、国家・地域・現地レベルでイベントを企画・実施する。こうした祝賀行事の多くで国連事務総長からのメッセージが重要な役割を果たしている。1998年にICAは一連の報道発表用ビデオを製作し、世界各地のテレビ局で放映された。

33. 国際自由労働組合連盟（ICFTU）はICAとの緊密な協力関係について報告しているが、特に協同組合に関するILO勧告の効果的な改正、国際協同組合デーへの支援を望んでいる。

34. ブラジル協同組合中央会（OCB）はブラジルの協同組合制度の頂点に立つ代表的組織であり、失業者もしくは低所得の個人が結成する労働者協同組合にインセンティブと支援を供与している。グローバル化が進むにつれて、都市清掃、リサイクル、建設の分野で多種多様な協同組合が急増してきたが、こうした協同組合は恒久的かつ生産的な雇用を供給し、社会統合を促進している。OCBは協同組合の設立と発展を推進し、新たに協同組合を結成しようとする人に対してオリエンテーションを行う。また1999年4月に創設されたSescoop（セスコープ）という協同組合教育の国家サービスを通じて、技術的・専門的援助も与えている。現在は協同組合制度の開発を援助するために、政府と民間部門の支援を求めており、特に学生に協同組合制度の利点を学ばせて、リーダーシップ能力の育成を助ける計画の設立を目指している。国際

協同組合デーには、ブラジルの協同組合全体にメッセージを送り、全組織がこの日を祝うよう要請する。

35. チェコ共和国協同組合連合会(Cooperative Association of the Czech Republic)は社会開発目標を達成するため、協同組合の可能性の開発促進を目的としている。同国の協同組合連合は何千、何万の人々に雇用を提供している。協同組合の運営者は労働組合組織との密接な協力の下に、社会プログラムを調整・実施している。農業協同組合中央会(Union of Agricultural Cooperatives and Societies)は現在チェコ共和国で最大の非政府組織であり、新しい協同組合の設立において優れた実績を有している。同中央会は事業や法律、商業、社会問題について顧問業務サービスを提供している。生産者協同組合中央会(Union of Producer Cooperatives)は、いわゆる「社会協同組合」を障害者が設立する手助けをし、障害者を対象にした援助を活発に行っている。チェコの協同組合は主に(政府、労働組合、雇用者からなる)経済・社会協定審議会(Council of Economic and Social Agreement)、経済会議所そして商業連合(Union of Commerce)を通じて、政府と効果的なパートナーシップを育てている。消費者協同組合中央会(Union of Consumer Cooperatives)は商法に関する政府の立法委員会に代表を送っている。全国的な協同組合連合会(Cooperative Association)は住宅協同組合中央会(Union of Housing Cooperatives)と協力して、住宅協同組合のための法律制定規準を起草し、国民の中でも社会的弱者層が住宅を確保できるようにしようとしている。現在、あらゆる協同組合中央会が個別の協同組合法の採択へ向け努力している。毎年、協同組合連合会は国際協同組合デーのためにICAが贈るメッセージの翻訳を発行および配布している。国際協同組合デーの祝賀は主に、文化的・社会的行事を通じて個々の消費者協同組合のレベルで行なわれている。

36. ギリシャでは協同組合協会(Institute of Cooperation)は、オランダ大使館の援助と農業協同組合連盟(Confederation of Agricultural Cooperatives)を通じて与えられる資金支援を受け、調査プロジェクトに着手した。このプロジェクトの目的はオランダとギリシャの協同組合間での協同作業・協力の可能性を見極め、関係する団体や個人を結集させることである。2000年の農業協同組合に関する新法は、農務省と農業協同組合連盟、協同組合協会の代表者が構成する三者委員会で立案された。協同組合協会は新しい経済・社会動向に照らした協同組合の地位と役割に関する事務総長の報告書、指針案、決議 54/123 の本文をギリシャ語に翻訳した。これらは全国版で季刊の「Cooperative Review(協同組合レビュー)」に掲載された。同協会は国際協同組合デーのために国連とICAからのメッセージを翻訳し、発表している。

37. 日本では多くの協同組合が若い母親を対象とする特別コースやサークルを企画・運営して、核家族の中で孤立しがちな若い母親を支援するための取り組みを促進している。また50以上の協同組合が「相互扶助グループ」を結成し、高齢者と障害者のために食事の支度や掃除、買い物等の家事支援を行っている。協同組合の中には2000年4月に発効した介護法の下に、より専門的なケアを提供する団体もある。毎年、日本協同組合連絡協議会は国際協同組合

デーを全国的また地域的レベルで祝うため、ポスターを作製し、イベントを実施している。

38. 2000年にロシアのセントロソユース・消費者協同組合中央会(Central Union of Consumer Cooperatives)はロシア連邦各地で会議を開催し、貧困撲滅活動や障害者・退職者を対象とする資金援助等、社会活動の主要な方向性と方法を決定した。消費者協同組合は昨年、12万人の雇用を確保し、新たに1万5000人に仕事を提供した。地方ではサービス・ネットワークと内職が復活しつつあり、失業者や青年に補助的な仕事を提供している。ロシア連邦の消費者協同組合は大家族や退職者、障害者、貧しい協同組合員の面倒をみている。たとえば、こうした人々の畑を耕し、燃料と建材を配布し、商品を割引価格で販売しているのだ。貧困線以下の生活をしている人、あるいは企業での労働が不可能な人には何らかの内職を与える。最近採択された消費者協同組合に関する法律によって、政府と協同組合運動の関係を整えた。その他にも毎年、協同組合と政府間の協定が締結されているが、その内容は相互の誓約、サービス改善方法、税制およびエネルギー源における協同組合の特権等の重要な問題を扱っている。2000年には協同組合の開発に関しておよそ30の政府決定が下された。ロシア連邦では、一般公開のショーやアマチュアによる芸術祭を開催し、国際協同組合デーを長年祝ってきた。現在では大規模な人気イベントになりつつあり、メディアでも取り上げられている。この日、最高の協同組合組織に賞が贈られる。

39. スウェーデン協同組合開発研究機関(Swedish Cooperative Development and Research Institute)の会員および所有者は消費者協同組合である。同機関の報告によると、協同組合の設立を希望する人々のために地元の協同組合事務所(各地域に1事務所あり)が無料で相談に乗るシステムがある。政府はこうした事務所に対して経済的支援を与えている。新しい部門の協同組合は多くの失業者のために仕事を創出している。たとえばサービス部門では新しい協同組合が知的障害者によって設立されているが、これは彼らが職を得られるようにするためである。こうした協同組合は地方自治体から援助を得るケースが多い。昨年は、共通の問題に取り組むため全国的な連合会を結成した。同機関は協同組合の設立方法に関するハンドブックを作成し、地元の機関と協同作業を行っている。2年前には若者を対象として、「一緒に会社を始めよう」というテーマのテレビ番組を5本制作し、国営テレビ局に送った。協同組合協会(Cooperative Institute)は様々な政党の議員と定期的に会談し、協同組合運動にとって重要な問題を話し合っている。また協同組合組織と政府間の会議も年に2回行なわれている。

III. 指針案および加盟国への支援方法に関する政府の意見

40. アンケートに回答した全政府が、協同組合に関する先の事務総長の報告(A/54/57)に添付された指針案について、総じて肯定的な意見を表明した。報告を行った政府の大半が文書を指示した。具体的なコメントを示し、修正を提案した政府もあった。これらの提案とコメントに基づいて指針案の修正版が作成された(添付参照)。

41. 寄せられたコメントと提案は次の通りである。

- (a) 弱者層に属する人を協同組合制度に取り込むための提案を指針案に入れるべきである。
- (b) 国際協力、特に南北の協同組合間の協力に一層重点を置いてよい。
- (c) 指針案では政府と協同組合のパートナーシップについて数箇所で見及しているが、歴史的に見てこうした「パートナーシップ」は、協同組合の自治を犠牲にし、政府が主要パートナーの役割を果たすケースの多い不平等なものだった。社会全体の目標は公的機関もしくはインセンティブまた罰則を通じて追求するのが最善であり、指針で「パートナーシップ」に言及すべきではないとの提案があった。
- (d) 協同組合がその他あらゆる形の事業と同様の取扱いを受けるのが最善の政策であるという見解を後押しし、指針がこの基準を尊重するように、あらゆる努力を払うべきである。
- (e) 一般的な協同組合法に関する部分は必要以上に長すぎ、微に入り細にわたり過ぎている。優れた協同組合法に見られるべき一般原則が明記されるべきであり、詳細な説明は避けるべきである。労働者組合法に国家政策を取り入れることは可能であり、そうすべきであるが、協同組合と国際的な協同組合運動に関する具体的かつ前向きな記述や、国民生活に対する協同組合独自の貢献、またこれらと同様の記述の部分は指針の一部として挿入されるべきではない。
- (f) 法律は協同組合の結成と運営を可能にし、協同組合の独自の所有権や統治、資本および剰余金の源泉および配分先に配慮しつつ、その他の形の事業と相対的に平等に運営できるようにすべきである。
- (g) 独占法や業務に関する制限的な法律から協同組合を免除する規定を政府が制定すべきか否か、あるいは所有権の性質を理由に特別の税待遇を提供すべきか否かは個別に取り組むべき問題であり、一般的な指針に組み入れるべきではない。
- (h) 協同組合の成功はその他の組織同様に、業務を規律に従い、注意深く運営するかどうかにかかっている。規制、審査、遵守の要件は政府の責任であり、指針本文に含める価値がある。これらを見捨てることは、協同組合そして協力の成功を危うくする。
- (i) 指針案には、協同組合、特に信用組合の組合員を保護するため、いかに政府が監督・監視を行えるかという点について何らかの言及があってもよい。

42. 協同組合の発展に支援的な環境作りを行う加盟国の努力に対する支援方法については、次の意見が寄せられた。

(a) 政府は、法律や司法・行政上の規制を改善するために技術的援助を必要とする場合がよくある。憲法改正に際しては協同組合の原則を取り入れ、その経済的・社会的目的を定義し、男性また女性組合員の人権の尊重と保護を追求すべきである。また法律を適切なものとするためには、女性や高齢者、障害者、若年者等、弱者層に属する人が結成する協同組合も対象とすべきである。発展途上にある国の政府は、適切かつ支援的な枠組み作りを通じて、協同組合運動を自治へと導くべきである。

(b) 協同組合部門が支持する特別な法律は、協同組合組織が経済、法律、行政、社会、文化の問題に特別な注意を払いつつ、統合的な発展を促進できるようにすべきである。協同組合の原則と価値に基づくこうした法律によって制度的な枠組みを形成し、その枠組みの下で協同組合の一種の国への登録制度を設ける。この登録制度は、組合員に司法上の安全保障を提供する明確な仕組みの必要性を考慮したものとする。さらに加盟国は、その他の事業と平等な立場で協同組合を監視するための措置を講じ、協同組合に関する法律と現在有効な法律全体との調和を確保すべきである。

(c) 公共サービス、貯蓄と信用、農業、鉱業、消費、サービスの分野において、技術援助のための国際協力が必要である。こうした協力が実現されれば、協同組合の効率が高められ、運営と実効性、生産性が改善され、汚職を減らすことができる。また、加盟国は、協同組合の設立に関心のあるグループからの相談に無料で応じるために、地方あるいは地域段階に協同組合機関を設立することもできる。

(d) 協同組合の成功は相互扶助と自助という協同組合の価値と、協同組合の基本原則としっかり結びついている。この協同組合原則とは(1)組合員を真の利用者に限定すること(2)民主的な管理による運営(3)組合員を基盤とした資本の調達と分配(4)組合員の教育と研修(5)経済的な目的あるいは共通の目標に向けた他の協同組合との協力を奨励すること、である。成功している協同組合とは、その所有者のための価値の創出に成功した事業体である。その価値とは、金銭的なものでもよければ、入手できる商品とサービスの形でもよい。協同組合の価値と原則を尊重し、協同組合が政府の社会政策ツールではない事業体であると認識する法律は、協同組合が成功できる環境を作る。ただし、その他の形態の事業体と同様に協同組合にも失敗があることを認識しなければならない。政府は、協同組合事業に対して、精選したインセンティブとメリットを供与することを選択できるし、そのようにしている。一般的に、最善の政策は協同組合に対して大きなメリットもデメリットも保証しないことである。

(e) 協同組合に関する新しい政策や法律は広報キャンペーンを通じて一般大衆に周知させる

べきである。

(f) 協同組合は最新のデータベース/情報システムを必要としている。またアイデア、経験、教訓を分かち合い、交換する必要もある。このような交換の機会を促進することは、協同組合部門の貢献を向上させるうえで一つの重要な要素になるだろう。この点については、協同組合運動の強化についてアイデアや経験を共有し交換するための会議を各国の間で組織することもできる。たとえば協同組合銀行や信用・販売協同組合、正規および不正規労働者の協同組合、総合協同組合に関して、最善の実例を共有することができる。また協同組合の発展に支援的な環境を作るうえで果たすべき政府、民間部門、および市民社会の役割を強化することができる。

(g) 規制緩和と市場のグローバル化が進むにつれ、市場への影響力とアクセス、また地域共同体における連帯とリーダーシップを協同組合に対して求める社会的・経済的ニーズが増大している。しかし、組合員のために奉仕し、専門的な指導やリーダーシップを提供する、高度に専門的で職業志向的な協同組合の支配人（マネージャー）を多数育成する必要性が極めて強まっている。これは協同組合の将来にとって重要なことである。協同組合運動に対する組合員の参加が消極的で、管理体制も弱いといった問題のほとんどは、その原因をたどれば、客観的な決断を下すために必要な専門性に欠けるようなメンバーで構成された、素人ボランティアの理事会に協同組合が支配されていることに行き着くのである。理事会をリードし、本職でない理事者たちとアカンタビリティを共有できるような専門家の支配人を協同組合の理事会が確保するということは、民主主義をくつがえすかどうかの問題ではなく、民主主義を促進し、保証するかどうかの問題である。こうした発展を促進するためには以下が必要である。すなわち、(1)協同組合の価値に基づく経営者育成教材の開発のための大規模な投資(2)協同組合部門において、このような支配人の雇用機会の市場を作り出すための本格的な努力(3)個人的な利益よりも人々にサービスすることに関心を持つ若い男女の新世代がこうした雇用機会の市場へ参加したいという欲望である。専門的で、かつ協同組合の価値に基づく経営を行わなければ、協同組合がその可能性を達成する見込みはほとんどない。

(h) 加盟国は、協同組合の発展を支援し可能とする環境の創造・維持において、国連またその他関連国際機関からの援助を歓迎した。

IV. 提言

43. 総会での検討に付するため、次の提言が寄せられている。

(a) 政府に以下の実行を促す。協同組合発展に支援的な環境作りのための修正版指針案の採択と、協同組合の活動を規定する法制上・司法上・行政上の規定の継続的な見直し。これに際

して、(1) 協同組合がその他の形の事業と対等な立場で参加できる支援的な環境の確保、2) 組合員による個々の目標達成と社会全般の目標達成のための貢献を援助するため、協同組合の可能性の保護と促進を目指す。

(b) 協同組合の価値に基づいた、専門的な運営の促進および協同組合の発展と国家経済における協同組合事業の貢献に関する統計データベースの作成もしくは改善を、協同組合運動と協力して行うべく政府に要請する。

(c) 政府との協力の下、適宜、技術援助を供与し、国家・小地域・地域レベルでの会議やワークショップ、セミナーの企画・実施を通じて得た経験の分かち合いを促進するべく、関連専門機関、国内的・国際的な協同組合組織に要請する。

(d) 協同組合振興促進委員会(COPAC)の活動の幅を広げ、他の国連機関にCOPACへの参加を奨励し、COPACの協同組合問題への取り組み能力をさらに強化することを目指して、同委員会に参加する国連機関に対して同委員会への支援拡大を要請する。